

掛川市告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年10月28日

掛川市長 松 井 三 郎

1 都市計画の種類

東遠広域都市計画墓園 1号 掛川墓地公園

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

掛川市役所都市建設部都市政策課